

重要事項説明書

(居宅介護支援・介護予防支援事業)

ふたば居宅介護支援事業所

居宅介護支援事業所重要事項説明書

[令和6年8月25日 現在]

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 (04-7152-7100) (月～金曜日 9:00～17:00)
担当 介護支援専門員 _____ / 管理責任者 廣岡 朋子

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	ふたば居宅介護支援事業所
所在地	千葉県流山市中野久木 530 番地 1
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (平成 30 年 10 月 1 日指定) 介護予防支援事業 (令和 6 年 7 月 1 日指定) 千葉県第 1272502756 号
サービスを提供する実施地域※	流山市

※流山市以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

管理者 1 名 介護支援専門員 3 名
事務員 1 名

(3) 営業日 月曜～金曜

休業日 土曜、日曜、国民の祝日、12月30日から1月4日、8月13日から15日を含む前後の1週間にお盆休暇

(4) 営業時間 午前 8 時 30 分から 17 時 30 分まで

3. 当法人の概要

法人種別・名称 医療法人社団奎愛會
資本金 0 円 (基金拋出型医療法人) 基金額 15,517,234 円
※平成 30 年 10 月 1 日現在
社員数 11 名 (正社員のみ)
設立 平成 24 年 9 月
所在地・電話 千葉県流山市中野久木 530 番地 1
理事長 小野 伸夫
電話 04-7178-3007
事業内容 クリニック事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、訪問看護事業

4. サービス内容

- (1)居宅介護支援事業
- (2)介護予防支援事業
- (3)その他、認定調査委託事業

5. 居宅介護支援・介護予防支援実施概要

- (1)居宅サービス計画・介護予防サービス・支援計画表の作成においては、所定のアセスメント様式及び居宅サービス計画作成ソフトを使用し作成します。その際、利用者は複数の指定居宅サービス事業者・介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。
- (2)居宅介護支援・介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。
また居宅介護支援・介護予防支援の提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、利用者について、病院または診療所に入院する必要が生じた場合には、利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院または診療所に伝えるように、利用者またはその家族に依頼いたします。
- (3)居宅介護支援・介護予防支援申し込みからサービス提供までの流れについては、付属別紙「サービス提供の標準的な流れ」を参照。

6. 利用料金

(1)利用料（ケアプラン作成料）

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に出しますと、全額払戻を受けられます。

居宅介護療養費 I

① 介護支援専門員取扱件数 45 件未満の場合

要介護 1・2 11,316 円 要介護 3・4・5 14,702 円

② 介護支援専門員取扱件数 45 件以上 60 件未満の場合

要介護 1・2 5,668 円 要介護 3・4・5 7,335 円

③ 介護支援専門員取扱件数 60 件以上場合

要介護 1・2 3,396 円 要介護 3・4・5 4,397 円

④ 加算を算定した場合

初回加算 1ヶ月につき 3,126 円

入院時情報連携加算 (I) 1ヶ月につき 2,605 円

入院時情報連携加算 (II) 1ヶ月につき 2,084 円

退院・退所加算 (I) イ 4,689 円

退院・退所加算 (I) ロ 6,252 円

退院・退所加算 (II) イ 6,252 円

退院・退所加算 (II) ロ 7,815 円

退院・退所加算 (III) 9,378 円

} 入院または入所中に 1 回

通院時情報連携加算 1ヶ月につき 521 円

介護予防支援費Ⅱ（居宅介護事業所が行う場合）

要支援 1・2 4,918 円

初回加算 3,126 円

※上記利用料は厚生労働省の告示に従い変更となる場合があります

(2)交通費

前記 2 の（1）のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

- ① 実施地域を越えた地点から、片道 1 キロメートル未満 10 円
- ② 実施地域を越えた地点から、片道 1 キロメートル以上 15 円

(3)解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

7. 守秘義務

事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

8. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援・介護予防支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

(2) その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

流山市介護支援課

電話 04-7150-6531

千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係

電話 043-254-7404

(3) 苦情処理手順方法

- ① 苦情の申立書を受付ける
- ② 当事業所が苦情に関する調査を行う
- ③ その調査結果を受けて事業所が改善すべき事項を検討する
- ④ 改善すべき事項をもとに当該事項に関する指導を実施する
- ⑤ その結果を利用者又はそのご家族へ報告する

9. 事故発生時の対応方法について

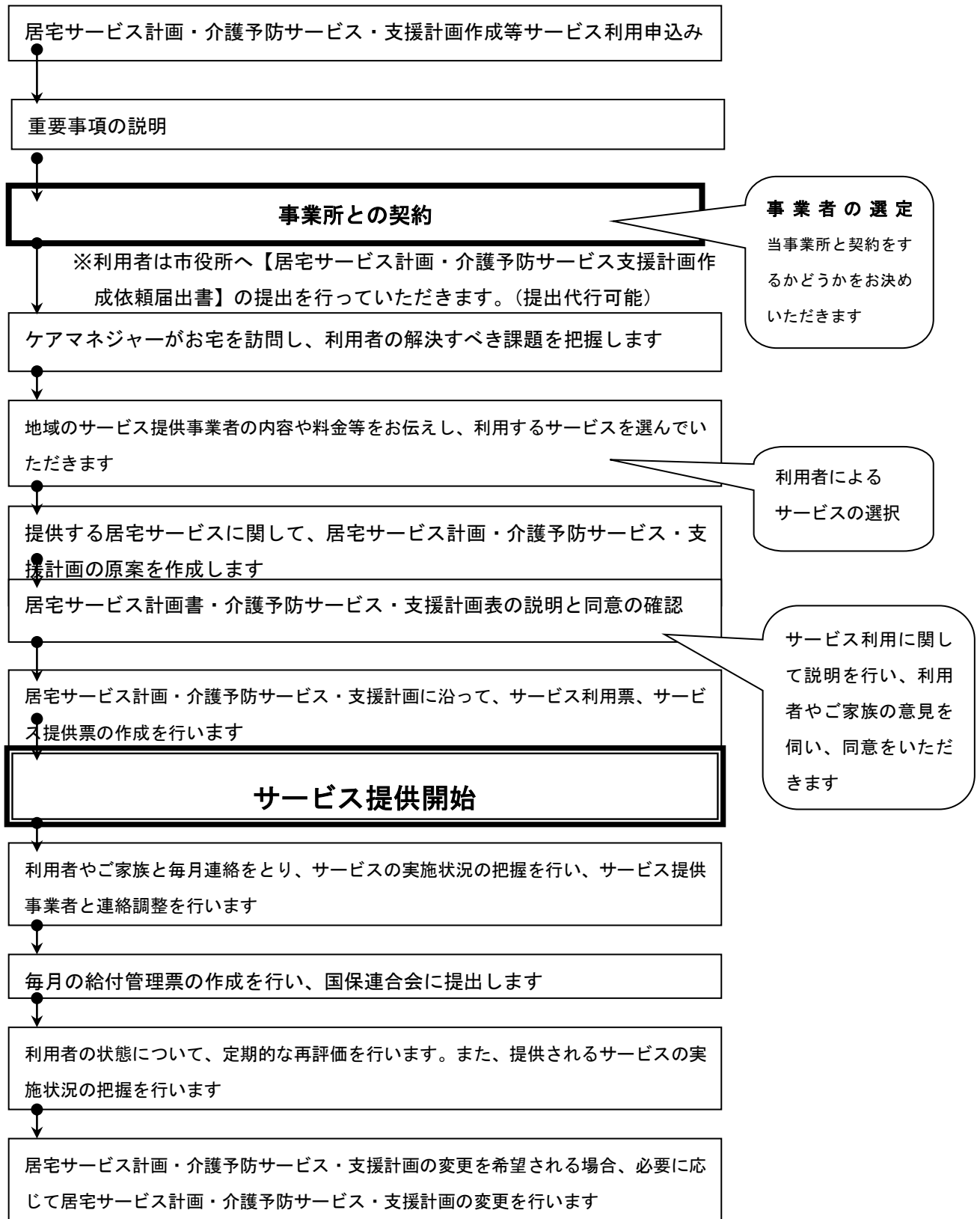
利用者に対する指定居宅介護支援・指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合は、市区町村、

利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また利用者に対する指定居宅介護支援・指定介護予防の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

(付属別紙)

サービス提供の標準的な流れ



※状況により、流れの順番が前後する場合があります。

本書 2 通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1 通ずつ保有するものとします。

居宅介護支援・介護予防支援の提供開始に際し、利用者に対して重要事項について説明しました。

令和 年 月 日

【 事 業 者 】 千葉県流山市中野久木 530 番地 1
医療法人社団 奎愛會
理事長 小野 伸夫 (印)

【 事 業 所 】 ふたば居宅介護支援事業所

【 説 明 者 】 氏名 (印)

事業者から居宅介護支援・介護予防支援についての重要事項について説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

【 利 用 申 込 者 】

住 所

氏 名 (印)

利用者は、身体の状況等により署名ができないため、利用申込者本人の意思を確認の上、代筆をします。

【 代 筆 者 】

住 所

氏 名 (続柄) (印)